

特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証

住所 長野県長野市稲里一丁目5番地3

氏名 ミヤマ株式会社
代表取締役 南 克明

優良

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の4第1項の許可を受けた者であることを証する。

京都府知事 西脇隆俊



許可の年月日 令和 2 年 9 月 8 日

許可の有効年月日 令和 9 年 6 月 30 日

1. 事業の範囲

(積替え又は保管を含まない)

- ①汚泥 (水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、有機燐化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、シアン化合物、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン又はその化合物又は1,4-ジオキサンを含むことにより有害なものに限る。)
 - ②廃油 (揮発油類、灯油類及び軽油類又はトリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロペン、ベンゼン若しくは1,4-ジオキサンを含むことにより有害なものに限る。)
 - ③廃酸 (水素イオン濃度指数2.0以下のもの又は水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、有機燐化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、シアン化合物、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン又はその化合物若しくは1,4-ジオキサンを含むことにより有害なものに限る。)
 - ④廃アルカリ (水素イオン濃度指数12.5以上のもの又は水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、有機燐化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、シアン化合物、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン又はその化合物若しくは1,4-ジオキサンを含むことにより有害なものに限る。)
 - ⑤ばいじん (水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、セレン又はその化合物又はダイオキシン類を含むことにより有害なものに限る。)
 - ⑥廃PCB等 (微量PCB汚染絶縁油又は低濃度PCB含有廃油に限る。)
 - ⑦PCB汚染物 (微量PCB汚染物又は低濃度PCB含有汚染物に限る。)
 - ⑧廃水銀等
 - ⑨廃石綿等
- 以上9種類

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う特別管理産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さなし

3. 許可の条件
なし

4. 許可の更新又は変更の状況
- 平成5年7月1日：当初許可
 - 平成7年11月10日：変更許可（取り扱う特別管理産業廃棄物の種類の追加：③）
 - 平成7年12月4日：変更許可（②③④の限定の変更）
 - 平成10年1月20日：変更許可（取り扱う特別管理産業廃棄物の種類の追加：⑤）
 - 平成10年5月29日：変更許可（①の限定の変更）
 - 平成10年7月1日：更新許可
 - 平成15年7月1日：更新許可
 - 平成18年11月7日：変更許可（⑤の限定の変更）
 - 平成20年7月15日：更新許可
 - 平成25年7月29日：更新許可（優良基準適合）
 - 平成25年10月20日：変更許可（②の限定の変更）
 - 平成29年2月23日：変更許可（取り扱う特別管理産業廃棄物の種類の追加：⑥⑦⑧⑨、①③④の限定の変更）
 - 令和2年9月8日：更新許可（優良基準適合）

5. 積替え許可の有無 有・無

6. 規則第10条の12第2項の規定による許可証の提出の有無 有・無

優良認定基準対応版